

平成28年2月18日判決言渡し・同日判決原本領収 裁判所書記官

平成27年(ネ)第2704号損害賠償請求控訴事件(原審・さいたま地方裁判所平成23年(ワ)第1917号, 第2813号, 平成24年(ワ)第1019号)

口頭弁論終結の日 平成27年12月1日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

本件控訴をいずれも棄却する。

控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、連帯して、別紙控訴人目録1-1記載の各控訴人に対し、それぞれ別紙請求額一覧表1-1「請求額1」欄記載の各金員(被控訴人武井博子においては同一覧表「請求額2」欄記載の各金員)及びこれに対する平成23年9月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人武井健晃及び同武井俊樹は、連帯して、別紙控訴人目録1-2記載の各控訴人に対し、それぞれ別紙請求額一覧表1-2「請求額1」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年9月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人らは、連帯して、別紙控訴人目録2記載の各控訴人に対し、それぞれ別紙請求額一覧表2「請求額1」欄記載の各金員(被控訴人武井博子においては同一覧表「請求額2」欄記載の各金員)及びこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 被控訴人らは、連帯して、別紙控訴人目録3-1記載の各控訴人に対し、それぞれ別紙請求額一覧表3-1「請求額1」欄記載の各金員（被控訴人武井博子においては同一覧表「請求額2」欄記載の各金員）及びこれに対する平成24年6月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 被控訴人武井健晃及び同武井俊樹は、連帯して、別紙控訴人目録3-2記載の控訴人に対し、別紙請求額一覧表3-2「請求額1」欄記載の金員及びこれに対する平成24年6月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

7 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

8 仮執行宣言

第2 事案の概要

1 本件は、株式会社武富士（現在の更生会社TFK株式会社。以下「武富士」という。）との間で継続的な金銭消費貸借取引を行ってきた者又はその相続人である控訴人らが、武富士の代表取締役であった亡武井保雄（以下「亡保雄」という。）の相続人である被控訴人武井博子（以下「被控訴人博子」という。）並びに亡保雄の相続人であり武富士の代表取締役ないし取締役であった被控訴人武井健晃（以下「被控訴人健晃」という。）及び同武井俊樹（以下「被控訴人俊樹」という。）に対し、会社法429条1項の取締役の第三者責任規定に基づく損害賠償請求をした事案である。

控訴人らは、武富士が利息制限法所定の制限利率を超える利率で貸付けを行い、弁済金のうち同法所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を収受し続けたことについて、亡保雄並びに被控訴人健晃及び同俊樹（以下「亡保雄ら」という。）に悪意又は重大な過失による任務懈怠があり、またその他の複数の任務懈怠行為と相まって武富士を倒産させて控訴人らの過払金返還を不可能にし、控訴人らに過払金元利合計額相当の損害を生じさせたとして、亡保雄の損害賠償責任を承継し又は自らも損害賠償責任を負うべき地位にある被

控訴人ら（別紙控訴人目録 1 - 2 及び 3 - 2 記載の各控訴人らにおいては被控訴人博子を除く。）に対し、それぞれ武富士の会社更生手続開始決定の日の前日である平成 22 年 10 月 30 日時点における過払金元利合計額（被控訴人博子に対しては同合計額と亡保雄の死亡日である平成 18 年 8 月 10 日の直前の取引日時点における過払金元利合計額とのいずれか低いほうのうち相続分である 2 分の 1 に相当する金額）及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまでの民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた。

原審は、控訴人らが主張するいずれの点においても、亡保雄らに取締役としての悪意又は重大な過失による任務懈怠があったとは認められず、又は任務懈怠と武富士の会社更生手続との間に因果関係があるとは認められないとして、控訴人らの請求をいずれも棄却した。

そこで、控訴人らがこれを不服として控訴した。なお、1 審原告らのほぼ全員が控訴したが、その一部は、控訴を取り下げた。

2 争いのない事実等

原判決の「事実及び理由」の第 2 の 1 に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点及び当事者の主張

次のとおり補正し、当審において追加された当事者の主張を後記 4 のとおり加えるほか、原判決の「事実及び理由」の第 2 の 2 及び 3 に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 11 頁 22 行目の「亡保雄及び被告健晃」を「亡保雄ら」に改める。
- (2) 12 頁 3 行目の「交付」を「公布」に改める。
- (3) 13 頁 15 行目の「亡保雄らは」の次に「、昭和 58 年 11 月より前に開始された取引については、同月以降平成 18 年 1 月までの間においても、武富士に利息制限法の範囲内で利息を収受させなければならない義務」を、同頁 21 行目から 23 行目の「過払いになっている顧客に対して、直ちに過払

金返還請求等の権利行使の機会を与えるような態勢」の次に「（みなし弁済が成立しない旨の顧客への告知を含む。）」を加える。

- (4) 17頁13行目及び16行目の「亡保雄及び被告健晃」を「亡保雄ら」に改め、同頁17行目の「亡保雄及び被告健晃」の前に「亡保雄らは、昭和58年11月より前に開始された取引については、平成18年1月以降においても、武富士に利息制限法の範囲内で利息を収受させなければならない義務を負っていたのに、これを怠ったこと、更に」を加え、18頁17行目の「亡保雄及び被告健晃」及び同頁22行目から23行目の「亡保雄と被告健晃」を「亡保雄ら」に改める。
- (5) 24頁8行目の「債権」を「債券」に、25頁14行目の「29日」を「28日」に改める。

4 当審において追加された当事者の主張

- (1) 残高相違可能性等告知体制構築義務違反
(控訴人らの主張)

亡保雄らは、顧客に対し、約定残高と引直し計算後の残高が相違する可能性（以下「残高相違可能性」という。）がある旨の告知（みなし弁済が成立しない旨の告知を含む。）をするように、武富士の業務体制を構築する義務があったにもかかわらず、悪意又は重大な過失によりこれを怠った。この告知は引直し計算を前提とするものではない。この任務懈怠を争点(1)～(3)の亡保雄らの任務懈怠に追加する。

(被控訴人らの主張)

亡保雄らに残高相違可能性等の告知体制を構築する義務はなく、任務懈怠はない。また、控訴人らの上記主張は、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきである。

- (2) アムバック債権を利用した資金調達策の放棄
(控訴人らの主張)

武富士は、米国アムバック社に対する債務の担保として営業貸付債権約1900億円（以下「アムバック債権」という。）を提供していたところ、会社更生手続開始の申立てがされた日の翌月には上記債務が完済され、アムバック債権が担保から返還される予定であった。しかるに、被控訴人健晃は、このアムバック債権を利用した資金調達策を放棄し、武富士を倒産に至らせた。この任務懈怠を争点(4)の被控訴人健晃の任務懈怠に追加する。

（被控訴人らの主張）

武富士が会社更生手続開始の申立てを行うに至ったのは、その前日に日本経済新聞が武富士が会社更生法の適用を申請する方向であるとの報道を行ったため、アムバック社が武富士に対し期限の利益の喪失を通告して武富士に戻される予定であった43億円強を債務の返済に充て、また不動産の売却先であった他の会社が80億円の代金決済に消極的な姿勢を示したことから、合計123億円もの資金ショートが突然発生することとなったためである。以上の経緯からすれば、被控訴人健晃がアムバック債権を利用した資金調達策を放棄した事実はなく、任務懈怠はない。

(3) 倒産原因のない不当目的による会社更生手続開始申立て

（控訴人らの主張）

被控訴人健晃は、武富士が資産超過であり、資金繰りにも行き詰っておらず、会社更生法1条の「窮境にある株式会社」ではなかったのに、被控訴人俊樹の課税処分取消訴訟を勝訴に導くなどの不当な目的で、武富士の会社更生手続開始の申立てに取締役会において賛同した。この任務懈怠がなければ、控訴人らが過払金返還請求権を失うことはなかったから、上記任務懈怠と控訴人らの損害との間には相当因果関係がある。

（被控訴人らの主張）

武富士は「窮境にある株式会社」に該当し、会社更生法17条1項各号の要件を充足しており、会社更生手続開始の申立てに不当な目的はなかった。

また、過払金返還請求権の行使が制限されるのは、会社更生法の効果によるものであって、控訴人らの主張する任務懈怠と控訴人らの損害との間に相当因果関係はない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、当審において追加された当事者の主張に対する判断を後記2のとおり加えるほか、原判決の「事実及び理由」の第3及び原判決別紙4に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 36頁10行目の「乙23の1・2」を「乙24の1・2」に改める。

(2) 40頁12行目の「同規定」を「利息制限法1条1項及び4条1項」に改め、同頁16行目の「認めていた」の次に「ものであり、同法が行為規範として制限超過利率での貸付け及び制限超過部分の収受を禁止したものであるかどうかは、その規定文言の上からは必ずしも明白ではなかった」を加え、同頁17行目の「同規定」を「同法1条2項及び4条2項」に、同頁23行目の「直ちに違法となるとされた」を「直ちに違法となるとの判断が判例上示された」に改め、41頁7行目末尾に改行の上次のとおり加える。

「また、利息制限法の規定文言上、同法が行為規範として制限超過利率での貸付け及び制限超過部分の収受を禁止したものであるかどうかは必ずしも明白ではなく、この点についての判断を示した最高裁の判例も存在しないという状況は、その後も少なくとも平成22年6月18日の平成18年法律第115号5条（利息制限法の一部改正）の施行により利息制限法1条2項及び4条2項が削除されるまでの間は同様であったから、この間において、制限超過利率での貸付け及び制限超過部分の収受を行った貸金業者についても、このことをもってその取締役に悪意又は重大な過失による任務懈怠があったとすることは困難である。

なお、改正貸金業法12条の8第4項は、貸金業者が利息制限法1条に規

定する金額を超える利息を受領し又はその支払を要求する行為を禁止しているが、この規定は、平成18年法律第115号4条（貸金業法の一部改正）の施行日である平成22年6月18日以後に締結された貸付契約の利息について適用されるものである（平成19年政令第329号附則13条）。」

- (3) 41頁26行目の「制限超過部分の利息を有効に収受する」を「制限超過部分を有効な利息の支払として収受する」に、42頁1行目の「収受」を「有効な利息の支払としての収受」に改め、同頁9行目末尾に改行の上次のとおり加える。

「また、仮に、亡保雄らが、みなし弁済の成立要件を充たさないことを認識し得たとしても、少なくとも平成22年6月18日より前に開始された取引における制限超過利率での貸付け及び制限超過部分の収受を適法なものとする扱うことが直ちに取締役の悪意又は重大な過失による任務懈怠と評価されるものではないことは、前記2に説示したとおりであり、その取引での利息の収受により過払いが生じているかどうかは、引直し計算を試みなければ判明しないものであるところ、貸金業者に引直し計算をする法的義務が認められないことは、後記(2)に説示するとおりである。」

- (4) 42頁23行目から24行目の「過払になっている顧客に対して、直ちに過払金返還請求等の権利行使の機会を与えるような態勢」の次に「（みなし弁済が成立しない旨の顧客への告知を含む。）」を、43頁18行目末尾に「上記のような引直し計算をするに当たっての法律上の問題や事実認定上の問題について、ある特定の見解を採用すれば各顧客についての引直し計算が可能であったとしても、その計算の結果が客観的に正当なものであるかどうかは、最終的には個々の事案ごとの裁判所の個別判断によらざるを得ないのであるから、貸金業者が自らのリスク負担において任意に引直し計算をした実例があるからといって、一般的な引直し計算の義務を貸金業者に課すことは相当とはいえない。」を、同頁20行目の「証拠はなく」の次に「（一部

の控訴人ら及び控訴人ら以外の1審原告らの作成した陳述書〔甲D4の3～7, 18, 19, 26～30, 33, 34, 39, 40, 46, 47, 50, 53, 54, 56, 57, 59, 61～63, 68, 71, 73, 75, 78, 79, 81, 88, 90, 94, 99, 107, 117, 124, 125, 130, 132, 141, 143, 152, 154, 155, 160, 163, 165, 167, 169～175, 177, 180, 185, 187, 199, 223, 227～230, 232, 234, 236, 237, 239～241, 244, 245, 248, 250〕の中に過剰貸付けや苛酷取立てに関する記載があるが、いずれも具体的な裏付けとなる証拠を欠いており、直ちに採用することはできない。)』を加える。

(5) 43頁24行目末尾に改行の上次のとおり加える。

〔3) さらに、控訴人らは、亡保雄らが、昭和58年11月より前に開始された取引については、同月以降平成18年1月までの間においても、武富士に利息制限法の範囲内で利息を收受させなければならない義務を負っていたのに、これを怠ったから、悪意又は重大な過失による任務懈怠があった旨主張する。

しかし、少なくとも平成22年6月18日より前に開始された取引における制限超過利率での貸付け及び制限超過部分の收受を適法なものとして扱うことが直ちに取締役の悪意又は重大な過失による任務懈怠と評価されるものではないことは、前記2に説示したとおりであり、その取引での利息の收受により過払いが生じているかどうかは、引直し計算を試みなければ判明しないものであるところ、貸金業者に引直し計算をする法的義務が認められないことは、前記(2)に説示したとおりである。

したがって、控訴人らの指摘する上記取引についての上記期間内の利息の收受をもって、亡保雄らの悪意又は重大な過失による任務懈怠ということとはできず、控訴人らの上記主張を採用することはできない。』

(6) 43頁25行目の「(3)」を「(4)」に、45頁8行目の「(4)」を「(5)」に改め、45頁6行目末尾及び46頁15行目末尾に「貸金業者の引直し計算義務を前提とする主張（上記②及び③）を採用することができないことは、前記(2)に説示したとおりである。」を加える。

(7) 47頁16行目末尾に改行の上次のとおり加える。

「また、みなし弁済が成立しない既存の顧客（17条書面及び18条書面の要件を充足していなかった顧客を含む。）についても、少なくとも平成22年6月18日より前に開始された取引における制限超過利率での貸付け及び制限超過部分の收受を適法なものとする扱うことが直ちに取締役の悪意又は重大な過失による任務懈怠と評価されるものではないことは、前記2に説示したとおりであり、その取引での利息の收受により過払いが生じているかどうかは、引直し計算を試みなければ判明しないものであるところ、貸金業者に引直し計算をする法的義務が認められないことは、前記3(2)に説示したとおりである。」

(8) 48頁7行目末尾に改行の上次のとおり加える。

「(3) さらに、控訴人らは、亡保雄らが、昭和58年11月より前に開始された取引については、平成18年1月以降においても、武富士に利息制限法の範囲内で利息を收受させなければならない義務を負っていたのに、これを怠ったから、悪意又は重大な過失による任務懈怠があった旨主張するが、前記3(3)と同様の理由により、これを採用することはできない。」

(9) 48頁24行目の「約1000億円」を「約100億円」に、52頁22行目の「後記(9)」を「後記(7)」に、54頁13行目の「平成19年夏頃」から同頁14行目の「期日前償還された」までを「平成19年夏頃から表面化したサブプライム・ローン問題の影響を受けて本件REDI債が期日前償還された」に、55頁3行目の「2018年」を「2011年」に、同頁6行目から7行目の「2018年満期ユーロ建普通社債」を「2011年満期ユ

一口円建普通社債（償還期日平成23年4月14日）」に、57頁6行目の「の中間配当を実施」を「、配当総額20億2400万円 of 中間配当の実施を取締役会において決定」に、同頁9行目の「62」を「乙62」に、同頁11行目の「20億円」を「20億2400万円」に、同頁12行目の「同月30日」を「同年6月30日」に、同頁19行目の「乙86の2」を「甲A86の2」に、同頁23行目の「1月19日」を「11月19日」に、別紙4の平成18年3月期から平成22年3月期までの営業収益（いずれも連結決算によるもの）の金額を順に「3512億5900万円」、「3289億2000万円」、「2704億7900万円」、「1863億4900万円」、「1202億6600万円」に改める。

(10) 58頁19行目の「1194億0300万円」を「1202億6600万円」に改める。

(11) 63頁21行目の「191.1%」を「193.13%」に改め、64頁16行目の「武富士が」の次に「、平成21年11月5日の取締役会において、配当総額20億2400万円の中間配当の実施を決定した時点においては、その直後の同月16日に2011年満期ユーロ円建普通社債の交換募集の発表が行われたことからもうかがわれるように、平成22年6月には、2018年満期ユーロ債のプットオプションが行使され、繰上償還されることが必至の情勢となっていたものであり、たとえ、上記交換募集を実施し、更に営業貸付金の譲渡や所有不動産の売却等を行うことで、資金繰りに目途が立っていたとしても」を加え、同頁17行目の「20億円」を「20億2400万円」に改め、同頁18行目から21行目の「2018年満期ユーロ債のプットオプションが行使され、繰上償還されることが必至の情勢となっており、たとえ、その資金繰りが可能であっても、」を削り、65頁8行目の「総額20億円の配当」を「総額40億4800万円の年間配当」に、同頁11行目の「20億円にとどまるものであること」を「40億4800万円

にとどまるものであり、また、仮に、この配当が実施されなかったとしても、継続中の企業である武富士において、上記40億4800万円が平成22年9月28日の会社更生手続開始申立ての時点まで社内に留保されていたことが確実であると認めるに足りる証拠はないこと」に、同頁13行目及び16行目の「29日」を「28日」に、同頁14行目の「認められない」を「認められず、会社更生手続における控訴人らへの弁済率が上昇していたとも認められない」に改め、同頁17行目の「会社更生手続開始の申立て」の次に「及び会社更生手続における控訴人らへの弁済率」を加える。

- (12) 67頁2行目の「29日」を「28日」に改め、同頁9行目末尾に改行の上次のとおり加える。

「また、控訴人らは、平成16年3月期以降の利息収入及び負債額の減少、借入利率の上昇、国内金融機関からの借入れの減少等から、上記一連の不祥事及び行政処分と武富士の支払停止との因果関係及び武富士が被った損害の額は明らかである旨主張する。しかし、武富士の信用力等の重要な指標である同期以降の株価をみると、平成18年3月期には最高値9220円、最安値6360円と、平成15年3月期の水準（最高値9350円、最安値4920円。甲A21）と同程度にまで回復していることが認められ、控訴人らの指摘する上記の各事象が上記一連の不祥事及び行政処分の影響によるものとは直ちには認められないから、控訴人らの上記主張を採用することはできない。」

- (13) 69頁3行目末尾に改行の上次のとおり加える。

「なお、東京高裁平成25年(ネ)第4770号同26年8月27日判決（甲A270）は、武富士（後に管財人が訴訟を承継した。）がメリルリンチ社等に対し上記の実質的ディフィーザンス取引において説明義務違反があった等と主張して不法行為又は債務不履行による損害賠償を求めた事案において、メリルリンチ社の担当者らに武富士の担当者らに対する説明義務違反があっ

たとする一方で、武富士側にも本件REDI債の仕組み、リスク等を積極的に確認しなかった過失があったとして5割の過失相殺を認めたものであるが、武富士側の過失の主体を明確にはしておらず、被控訴人健晃の取締役としての任務懈怠を認定したものと直ちには認められない。」

(14) 70頁10行目から71頁4行目までを削る。

2 当審において追加された当事者の主張に対する判断

(1) 残高相違可能性等告知体制構築義務違反の主張について

顧客に対し残高相違可能性がある旨の告知（みなし弁済が成立しない旨の告知を含む。）をすることを貸金業者に義務付ける実定法上の根拠は見出し得ない。仮に、貸金業者が顧客に対し上記の告知をした場合、顧客から引直し計算後の残高がいくらであるかの問い合わせを受けるのは必至であり、これに誠実に対応しようとするれば引直し計算をしなければならず、結局、上記の告知を貸金業者に義務付けることは、実質的に貸金業者に引直し計算を義務付けることになるから、相当とはいえない。以上のことは、貸金業規制法が施行された昭和58年11月1日の前後により異なるものではない。

したがって、この点に関する控訴人らの主張は、採用することができない。

なお、控訴人らの上記主張が訴訟の完結を遅延させることになるとは認められないから、時機に後れた攻撃防御方法であるとの被控訴人らの申立ては却下する。

(2) アムバック債権を利用した資金調達策の放棄の主張について

証拠（甲A292の1）及び弁論の全趣旨によれば、アムバック債権は、会社更生手続開始の申立てがされた平成22年9月28日の時点では、アムバック社に対する債務の担保として提供された状態のままであり、これが武富士に返還されたのは同年10月25日頃以降であったことが認められる上、後記(3)の事実によれば、約1900億円というアムバック債権（営業貸付債権）の存在を考慮に入れても、武富士が平成22年9月28日の時点で更生

手続開始の原因を有する会社であったことは明らかであるから、被控訴人健晃にアムバック債権を利用した資金調達策を立てて同日の会社更生手続開始の申立てを回避すべき注意義務があったとは認められない。

したがって、この点に関する控訴人らの主張も、採用することができない。

(3) 倒産原因のない不当目的による会社更生手続開始申立ての主張について

証拠によれば、① 管財人作成の調査報告書（甲A29）において、会社更生手続開始申立てと同日付けで保全管理命令が発令された日の2日後である平成22年9月30日現在の武富士の資産合計は約5692億1369万円（うち営業貸付金約4509億5493万円）、負債合計は約1兆1950億5146万円（うち更生損失引当金1兆0123億3400万円）と計上され、② 裁判所の認可決定（確定。甲A237の2、乙138、139）により認可された更生計画案（乙140）において、会社更生手続開始決定がされた平成22年10月31日現在の武富士の財産評定前の資産合計は約1226億6397万円（うち営業貸付金約751億6828万円、貸倒引当金△172億6400万円）、負債合計は約2兆5555億1555万円（うち更生債権である過払債権約2兆4160億8062万円）、財産評定後の資産合計は約934億5453万円（うち営業貸付金約440億3966万円）、負債合計は約1兆5512億8839万円（うち一般更生債権である過払債権約1兆3867億0694万円）と計上されたことが認められる。これらの事実によれば、武富士が、会社更生手続開始の申立てがされた平成22年9月28日の時点において、過払金返済債務を主とする多額の負債を抱えた大幅な負債超過の会社であり、更生手続開始の原因を有する「窮境にある株式会社」であったことは明らかである。このことは、アムバック債権の存在を考慮に入れても、左右されるものではない。

また、控訴人らのいう被控訴人俊樹の課税処分取消訴訟とは、最高裁平成20年（行ヒ）第139号同23年2月18日第二小法廷判決・裁判集民事2

36号71頁の訴訟をいうところ、この訴訟は、被控訴人俊樹が亡保雄及び被控訴人博子から外国法人に係る出資持分の贈与を受けたことにつき贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分を受けたためその取消しを求めたものであり、被控訴人俊樹は、この訴訟において、上記贈与を受けた時に贈与税の課税要件である国内における住所を有していなかったという理由で結果的に勝訴したが、上記外国法人が上記贈与の時に武富士の株主であったという事情はあるにせよ、上記出資持分の贈与時の価額を課税対象とする上記課税処分が、武富士のその後の倒産を理由に取り消されるものではなく、そのようなことを期待するのはおよそ不合理であるから、被控訴人健晃に、武富士の会社更生手続開始の申立てによって上記訴訟を勝訴に導くという目的があったとは認められない。また、被控訴人健晃に、その他の不当な目的があったことを認めるに足りる証拠もない。

したがって、この点に関する控訴人らの主張も、採用することができない。

- 3 よって、原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 菊 池 洋 一

裁判官 鈴 木 正 紀

裁判官 古 田 孝 夫

東京高等裁判所